第五条第一項第一号イの表に次の一号を加える。

十一　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。	前条第一項第一号の表第四十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

第五条第一項第一号ロの表に次の一号を加える。

五　文化財の災害復旧に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第四十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

第五条第一項第三号イの表第二十二号中「一六、四二〇円」を「一六、三四〇円」に改め、同表第三十三号中「〇・五六」を「〇・五五」に改め、同表第三十九号を次のように改める。

三十九　大学等の教育・研究機関等と連携して行う地域おこし活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の市町村にあつては〇・九を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。	大学等の教育・研究機関等と連携して行う地域おこし活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の市町村にあつては〇・九を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。

第五条第一項第三号イの表に次の一号を加える。

四十　病院に要する経費があること。	市町村等が経営する病院について、当該年度において病床の数、病院数又は救命救急センターの数が増加した場合において、前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあつては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあつては〇・八を「〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」とあるのは「財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の指定都市にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の指定都市にあつては〇・九を、〇・五未満の指定都市並びに指定都市以外の市及び町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」と読み替えるものとする。

附則第六条第一項第一号ロ中「七六七円」を「七八二円」に改め、同項第三号に次のように加える。

ヘ　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第五条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において一時金支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。）に〇・二を乗じて得た額

附則第六条第一項第七号中「鉄道事業者」の下に「等」を加え、同項第十三号中「八二円」を「八一円」に改め、同項第十七号中「農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図るための施策」を「農地・農業用水等の資源の保全管理や長寿命化のための活動への支援及び環境保全型農業に対する支援」に「一一七、〇〇〇円」を「一二〇、〇〇〇円」に改め、同項第十八号ホを次のように改める。

ホ　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.6＋B×0.8

算式の符号

A　地上デジタル放送への移行に伴う対応として国の補助金を受けて施行する海底光ケーブル敷設事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地上デジタル放送への移行に伴う対応として国の補助金を受けて施行する海底光ケーブル敷設事業の財源に充てるため平成二十二年度までに発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額

附則第六条第一項に次の四号を加える。

二十八　都道府県知事が、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の二十の二第二項第一号に規定する対象保険年金（以下この号において「対象保険年金」という。）に係る同項第二号に規定する保険金受取人等に該当する者で対象保険年金に係る所得が生じた年の翌年の一月一日において地方税法第二十四条第一項第一号に掲げる者に該当していた者（その者が死亡している場合にあつては、その相続人（包括受遺者を含む。以下この号において「特定相続人」という。）に対し、当該保険金受取人等である者又は当該特定相続人に係る被相続人（包括遺贈者を含む。）の平成十二年分以後の各年分の対象保険年金に係る所得のうち個人の道府県民税が課されない部分の金額について個人の道府県民税を課するとしたならば当該金額につき課されることとなる個人の道府県民税に相当する額を支給する場合に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十九　複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用のための計画策定及びデータの移行に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあつては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあつては〇・六を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額

三十　地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業で、前々年度において経常収益の経常費用に対する不足額（以下この号において「経常収支の不足額」という。）を生じているもの又は前年度において前事業年度から繰り越した欠損金（以下この号において「繰越欠損金」という。）があるものについて、当該経常収支の不足額又は当該繰越欠損金の額の範囲内において地方公営企業会計システムの導入に要する経費として一般会計から繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあつては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあつては〇・六を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額

三十一　国が航空機等購入費補助金を交付する航空運送事業者に対して、離島航空路線の運行維持のために道府県が国と協調して交付する補助金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額

附則第六条第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　平成二十三年度から平成二十五年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同項の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　社会的弱者等の自立支援及び知の蓄積等による地域づくりに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあつては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあつては〇・六を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額

二　平成二十二年六月二十二日の閣議決定「地域主権戦略大綱について」に基づいて推進する緑の分権改革に係る取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあつては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額